

ご 注 意

地盤の許容応力度及び基礎杭の許容支持力は、国土交通大臣の定める方法によって地盤調査を行い、その結果に基づき定めなければならないと規定されています。(建築基準法施行令第93条)

地盤構成並びに各地層の性状は、場所ごとに千差万別であることから、敷地（状況においてはその周辺も含めて）の地盤調査によって地盤構成等を的確に把握し、その結果に基づいて建物をどの地層に支持させるかを決定する必要があります。

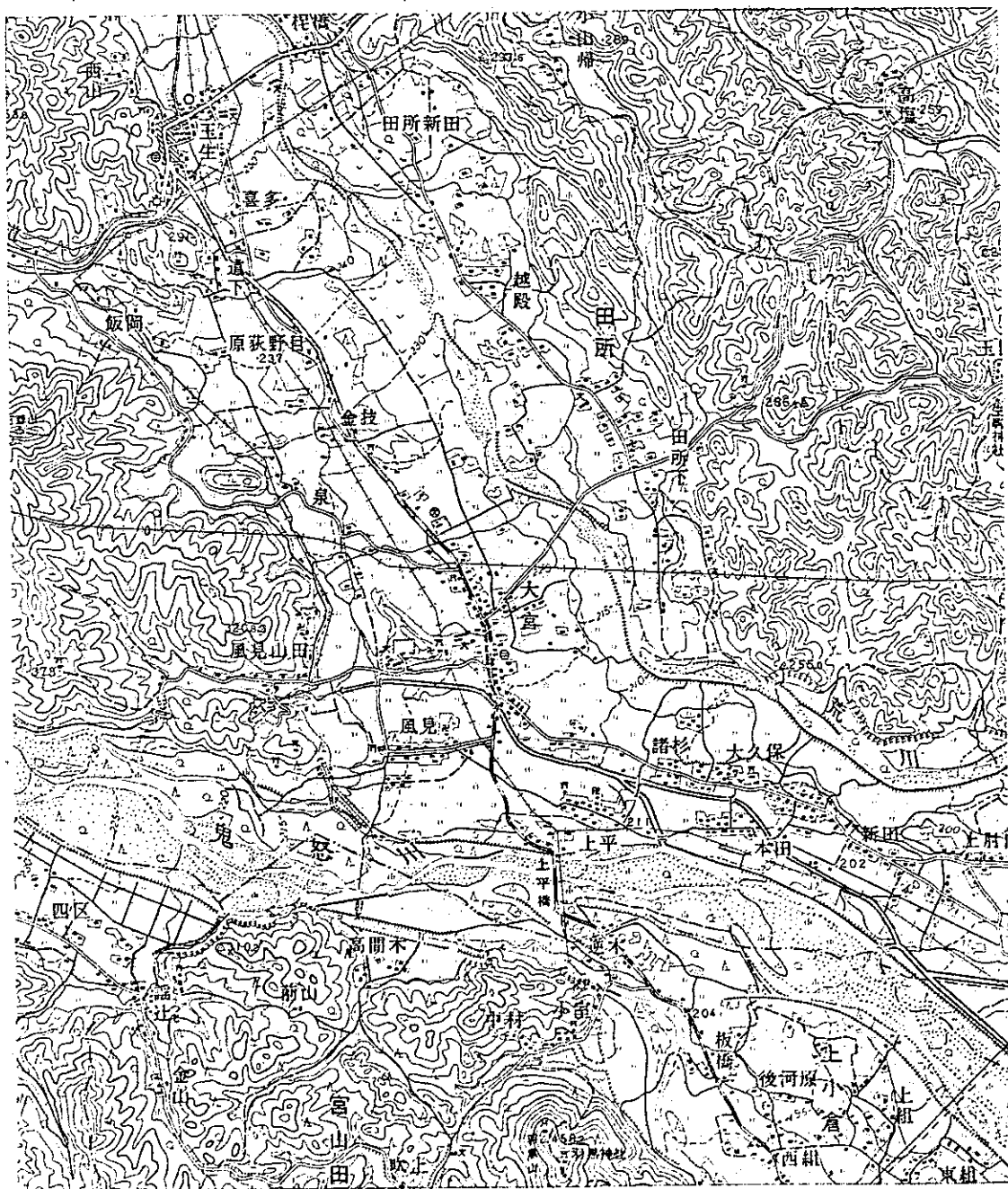
したがって、本資料は計画段階における参考資料としてご活用ください。

栃木県土木部建築課

2 : 調査結果

調査地の位置する地域は、塩谷郡塩谷町大宮地先で鬼怒川・荒川等による河川のハン濫原の様層を呈する低地滞に位置している。従つて、当地を構成する地質は砂礫層が主体に堆積している。

案 内 図



栃木県立塩谷高等学校普通教室特別教室棟新築工事地質調査位置図

◎ボーリング地点

S=1:500

